

議案第100号

埴生小・中学校整備事業（小学校解体工事）請負契約の締結について
下記のとおり、工事の請負契約を締結することについて、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第64号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月24日提出

山陽小野田市長 藤田 剛 二

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 埴生小・中学校整備事業（小学校解体工事） |
| 2 工事場所 | 山陽小野田市大字埴生1996番地 地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 請負契約金額 | 62,700,000円 |
| 5 契約の相手方 | 埴生小・中学校整備事業（小学校解体工事）へキムラ興業・太陽産業・月村組特定建設工事共同企業体
へキムラ興業株式会社
代表取締役 碧村 宗憲 |

【資料 1】

埴生小学校校舎等

解体工事施工箇所図

